

社会教育主事の職務と社会教育指導者の役割

青山 鉄兵（文教大学人間科学部）

はじめに

- ・社会教育（主事）の説明しにくさ
- ・社会教育主事講習の目指すもの（養成する側/される側の視点から）
- ・学習者としての社会教育主事

→どんな役割が期待されるのか、どんな力を身につければいいのか。

→「生涯学習概論」のまとめ、社会教育主事講習の見取り図

社会教育の指導者とは

◇多様な指導者を捉える視点

- ・行政と民間
- ・職員とボランティア
- ・直接指導者と間接指導者
- ・常勤と非常勤
- ・現場（施設/団体）と裏方
- ・専門職員と一般職員

→「教育(者)」のイメージを広げること：「学習支援」という考え方

- ・学校/子ども以外の教育・学習
- ・「教育」「学習」の捉え直し

◇ひとまず、社会教育指導者について知っておいたほうがよいこと

a.専門職員（資料1）

- ・制度的な位置付け
- ・期待される役割

b.行政委嘱委員（資料2）

- ・制度的な位置付け
- ・住民参加のための仕組み：理念と形骸化

c.ボランティア

- ・社会教育の特性としてのボランティア
- ・学習者としてのボランティア
- ・専門性をめぐる問題：参加と責任のバランス

社会教育主事に求められる役割

◇ひとまず、社会教育主事について知っておいた方がよいこと

a.法的な位置付け

- ・社会教育法における設置、職務、任用資格など（第9条2～6）（資料3）
- ・教育公務員特例法における「専門的教育職員」（第2条5）（資料4）

b.設置状況

- ・本来は都道府県・市町村教育委員会に必置のはず。（社教法第9条2）
※ただし、人口1万人以下の町村は猶予
- ・しかし、現状の設置率は 都道府県97.9% 市町村60.8%（平成23年度）
- ・特に市町村においては近年設置率が大きく減少（平成8年の設置率は85.2%）
- ・また、配置人数も（H8）6,796人 → （H23）2,518人 と大きく減少
- ・1教育委員会あたりの社会教育主事数は1.4人（H23）
- ・背景には、派遣社会教育主事制度の終了、自治体の財政状況、講習受講の難しさ など

c.職務内容

- ・社会教育法での規定は、もともと「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。」だけ。（社教法第9条3）
- ・近年「学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。」が追加。（社教法第9条3の2）
- ・都道府県と市町村の違い（社教法第5条・第6条）
- ・教育委員会事務局が仕事場とは限らない？

表1 市町村社会教育関係職員の実務（自己認識第1位の項目の割合）

	社会教育主事	社会教育指導員	公民館主事	社会教育委員
1 地域の社会教育計画を立案する	13.4	6.7	4.3	4.4
2 社会教育指導者への助言と指導を行う	3.8	-	0.4	0.6
3 地域の学習課題やニーズを把握する	5.7	10.0	10.6	6.1
4 住民等からの学習相談に対応する	1.9	3.3	0.8	0.4
5 地域の教育資源や人材の把握を行う	3.2	-	0.8	1.0
6 社会教育関係団体を育成する	14.0	5.0	3.1	1.3
7 学習計画や学習内容を立案・編成する	17.8	15.0	25.1	0.4
8 教育・学習プログラムを実施する	10.8	6.7	11.0	0.4
9 社会教育施設を運営する	8.3	8.3	26.7	1.3
10 学校教育と社会教育の連携を推進する	8.3	-	1.6	6.7
11 首長部局と連携する	3.2	6.7	2.7	0.2
12 その他の主要職務	7.7	5.0	11.0	3.1
13 教育委員会の諮問に応じ意見を述べる				25.9
14 計画立案、答申に必要な調査研究を行う				4.0
15 教育委員会の会議に出席し社会教育に関し意見を述べる				34.9
16 青少年教育に関する特定事項について助言と指導を与える				4.2
17 不明	1.9	33.3	2.0	5.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

（文部科学省委託調査「社会教育指導者の職務に関する調査研究報告書」2011より作成）

d.社会教育主事の養成・任用

- ・資格取得の2つの方法（職務経験+講習 or 大学の課程+社会教育主事補1年）
- ・発令直前の勤務先は、

[都道府県]

①小学校教員 51.4% ②中学校教員 21.7% ③高校教員 6.0%

[市町村]

①教育委員会社会教育主管課係 32.9% ②公民館 15.5% ③首長部局 15.0%

（国社研「社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書」平成22年）

e.制度の変遷と近頃のうごき

- 1925（大正14）年 地方社会教育職員制〔勅令〕（社会教育主事の登場）→戦後に廃止
- 1949（昭和24）年 社会教育法制定（主事制度は規定されず）
- 1931（昭和26）年 社会教育法改正（主事制度が規定される。当初は都道府県のみ必置）
- 1959（昭和34）年 社会教育法改正（市町村でも必置に）
- 1974（昭和49）年 派遣社会教育主事制度が開始
- 1998（平成10）年 派遣社会教育主事制度の終了（一般財源に組入）
- 2008（平成20）年 社会教育法改正（主事の職務に学校との連携に関する事項が追加）
- 2012（平成24）年 全国市長会による必置義務廃止の要望

◇社会教育主事に期待される役割

a.社会教育主事の役割を考える前提

- ・社会教育主事の2つの顔：専門的教育職員と行政職員
- ・社会教育における「教育」の広がり
 - 学校教育との関係
 - 教育以外のもの」との関係
- ・都道府県と市町村の違い

b.ポイントは「支援の間接性」

- ・間接的な支援とは（資料5）
- ・支援の間接性の意義
 - 自発性の尊重（Self-Directed Learningの視点）
 - 「環境醸成」の視点（社会教育法第3条）
 - 学習の社会的成果

c.これまで言われてきたこと

1970～80年代

- ・社会教育に求められる「4つのP」（日高幸男）や「4つのC」（小山忠弘）

(4つのP)	P	P
	P	P

(4つのC)	C	C
	C	C

→支援の間接性を具体的にイメージしやすい。

→ただし、社会教育行政中心の伝統的な社会教育主事のイメージとも言える

1990年代

- ・「コーディネート」「コーディネーター」への注目
(生涯学習コーディネーター、ボランティア・コーディネーター、など)
- ・ネットワーク型行政(平成11年生涯審答申)の要

→学習ニーズの高度化・多様化への対応や、財源の縮小、一般行政・企業・NPOも含めた連携・協働の重視

→社会教育主事の調整役(コーディネーター)としての役割の重視

2000年代～

- ・社会教育主事の専門性/存在意義の見直し
- ・今後特に求められる視点として
 - ①「地域づくり」の視点
 - ②「学校支援(学校・家庭・地域の連携)」の視点
 - ③「ファシリテーション」の視点 の強調

→広域的なコーディネーションと直接的ファシリテーションの重視

→いずれも「古くて新しい」役割(社会教育以外の領域との関係)

d.新しい視点の意義と課題(資料5)

- ①「地域づくり」の視点
 - ・「人づくり」と「地域づくり」の循環
 - ・行政の総合的コーディネーターとしての社会教育主事
 - ・学習支援の視点をきちんと生かせるかどうか重要(地域課題、人材養成など)
- ②「学校支援(学校・家庭・地域の連携)」の視点
 - ・「地域の教育力」の視点
 - ・学校教育の支援が社会教育の仕事?
 - ・学校支援を通じた成人の学習や、地域づくりがポイント
- ③「ファシリテーション」の視点
 - ・ワークショップ(参加型学習)の流行と直接指導の技術への注目
 - ・ファシリテーターの役割とは
 - ・手段の目的化の問題:マニュアル化、パッケージ化、形式的参加
 - ・直接指導と社会教育主事

◇社会教育主事に求められる資質・能力

a.これまで言われてきたこと

- ・社会教育審議会成人教育分科会「社会教育主事の養成について」(報告)1986
 - 1) 学習課題の把握と企画立案の能力
 - 2) コミュニケーション能力
 - 3) 組織化援助の能力
 - 4) 調整者としての能力
 - 5) 幅広い視野と探究心

- ・中央教育審議会生涯学習分科会「社会教育推進体制の在り方に関するワーキング・グループにおける審議の整理」（2013）
 - 1) コーディネート能力
 - 2) ファシリテーション能力
 - 3) プレゼンテーション能力

b.求められる資質・能力を捉える視点

- ・トレイナブルな能力かどうか
- ・主事講習でどこまで身につけられるのか
- ・社会教育主事としての3年間でどこまで身につけられるのか（OJT・OffJT）

- ・今、すでに身につけているものは？
- ・これから身につけるべきもの

おわりに：目指すべき社会教育主事？

- ・「伝説のスーパー社会教育主事」を目指すべきか
- ・「有資格者」「主事経験者」への期待
- ・社会教育への想い

(資料1) 社会教育に関わる専門職員

	配置先	役割など	主な資格要件
社会教育主事	教育委員会事務局（必置）	a.「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。」 b.「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。」（社教法第9条3）	・大学の養成課程→社会教育主事補1年 ・実務経験→社会教育主事講習
社会教育主事補	教育委員会事務局（任意）	「社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。」（社教法第9条3）	なし
司書	図書館（任意）	「司書は、図書館の専門的事務に従事する。」（図書館法第4条）	・大学の養成課程 ・（大学卒業 or 司書補3年）+司書講習
司書補	図書館（任意）	「司書補は、司書の職務を助ける。」（図書館法第4条）	・司書資格の所有 ・高卒+司書補講習
学芸員	博物館（必置）	「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」（博物館法第4条）	・大学の養成課程 ・短大の養成課程+学芸員補3年 ・試験認定
学芸員補	博物館（任意）	「学芸員補は、学芸員の職務を助ける。」（博物館法第4条）	・大学に入学することのできる者
公民館主事	公民館（任意）	「主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる」（社教法第27条）	なし
指導系職員	青少年教育施設（任意） 女性教育施設（任意）	特になし。「指導系職員」とは、青少年教育施設や女性教育施設における専門的職員の通称	なし
社会教育指導員	市町村教育委員会事務局 市町村立青少年教育施設 （任意・非常勤）	特定分野についての直接指導や学習相談に応ずること、など。 1972～1997年度までは国の補助事業（現在は一般財源化）	特にないが、退職校長等が中心

(資料2) 社会教育に関わる行政委嘱委員

	配置先	役割など
社会教育委員	都道府県・市町村（任意）	a.「社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する」ため、①社会教育に関する計画立案、②教育委員会の諮問に応じ意見、③調査研究 b.「教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べる」 c. 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与える」（社教法第17条）
公民館運営審議会	公民館（任意）	「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館に関する各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」（社教法第29条2）
図書館協議会	図書館（任意）	「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」（図書館法第15条）
博物館協議会	公立博物館（任意）	「博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。」（博物館法第20条2）
生涯学習審議会	都道府県（任意）	「都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する」 →必要に応じて、教委や知事に建議することもできる（生涯法第10条）

(資料 3) 社会教育法における社会教育主事に関する規定

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(資料 4) 教育公務員特例法における社会教育主事に関する規定

(定義)

第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条 に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項 に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。

5 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

(資料 5) 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(2008)における社会教育主事の在り方

○ 社会教育主事の具体的な役割や機能としては、地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等が挙げられるが、社会の状況に対応し、地域住民の増大かつ多様化する学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、社会教育主事が果たす役割や重要性も従来に増して大きくなっている。

○ 今後、社会教育主事については、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されている。

○ 子どもがこれからの社会を生き抜く上で必要となる「生きる力」を身に付けるための学習は学校教育を中心に行われることはもちろんであるが、学校・家庭・地域住民等の連携が求められる中（改正教育基本法第13条、社会教育としてもそれを支援）していくことが、今、求められている。また、社会全体の教育力の向上のために、学校・家庭・地域住民等の連携がこれまで以上に求められている。これまでの学社融合の必要性についての指摘も踏まえつつ、社会教育行政のより踏み込んだ積極的な展開を実現するため、学校・家庭・地域住民等の連携に関する事務について、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を行う場合は、社会教育主事が学校長の求めに応じて助言することができることを社会教育主事の職務として明確に位置付けることが有効と考えられる。